

★ 広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（人事課）

一 改正の要旨

公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うための委員会について、事務の効率化などのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十月三十一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（デジタル基盤整備課）

一 改正の要旨

個人番号の利用に係る県独自の事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十月三十一日